

20文科振第967号  
平成20年10月31日

総合科学技術会議議長  
麻生太郎 殿

文部科学大臣  
塩谷 立

内閣府設置法第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由及び別添のとおり案を添えて諮問します。

諮問第8号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の改正について」

理 由

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)を改正するため案を作成したので、当該指針の附則第3条第2項に基づき、貴会議に意見を聴くことが必要なため。